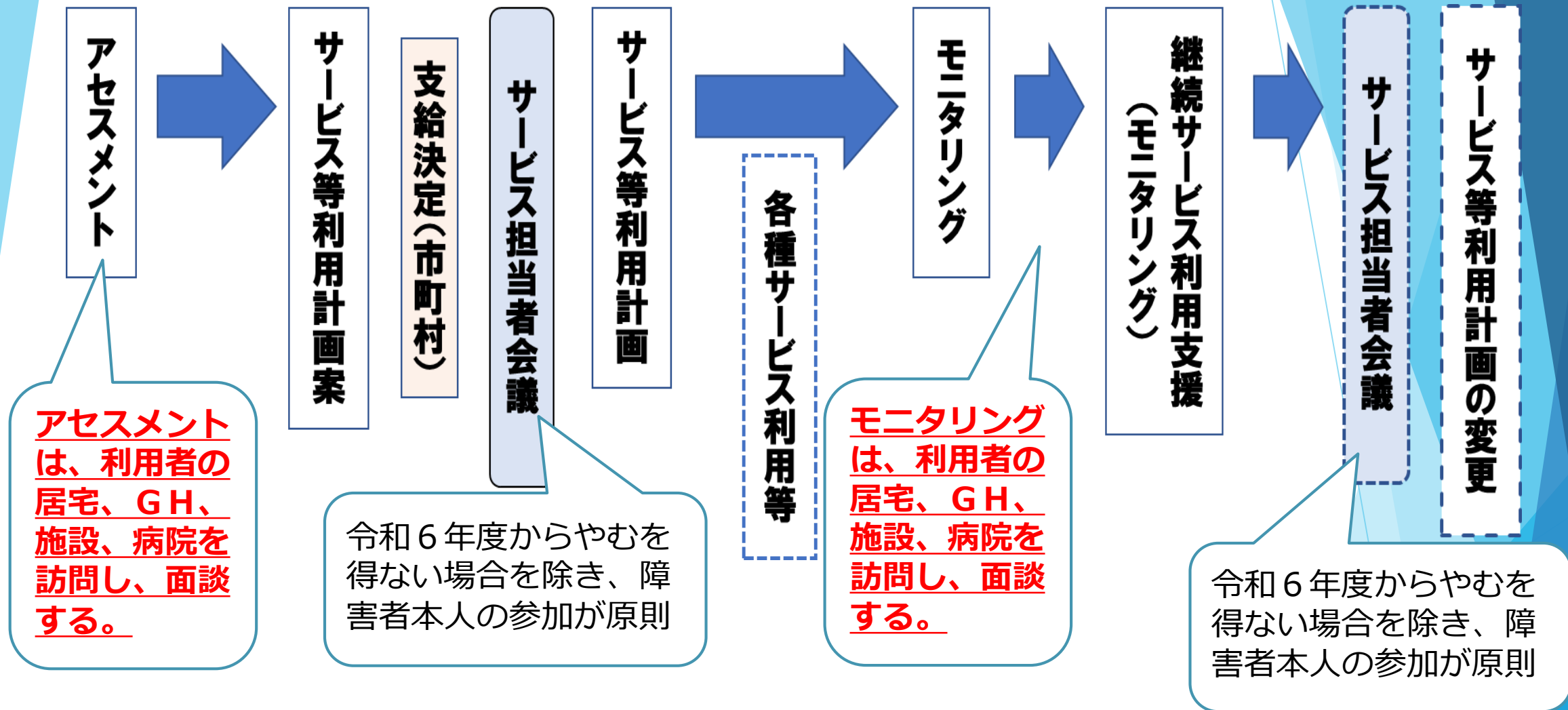


実地指導における主な指摘事例

～指摘事例と注意点～

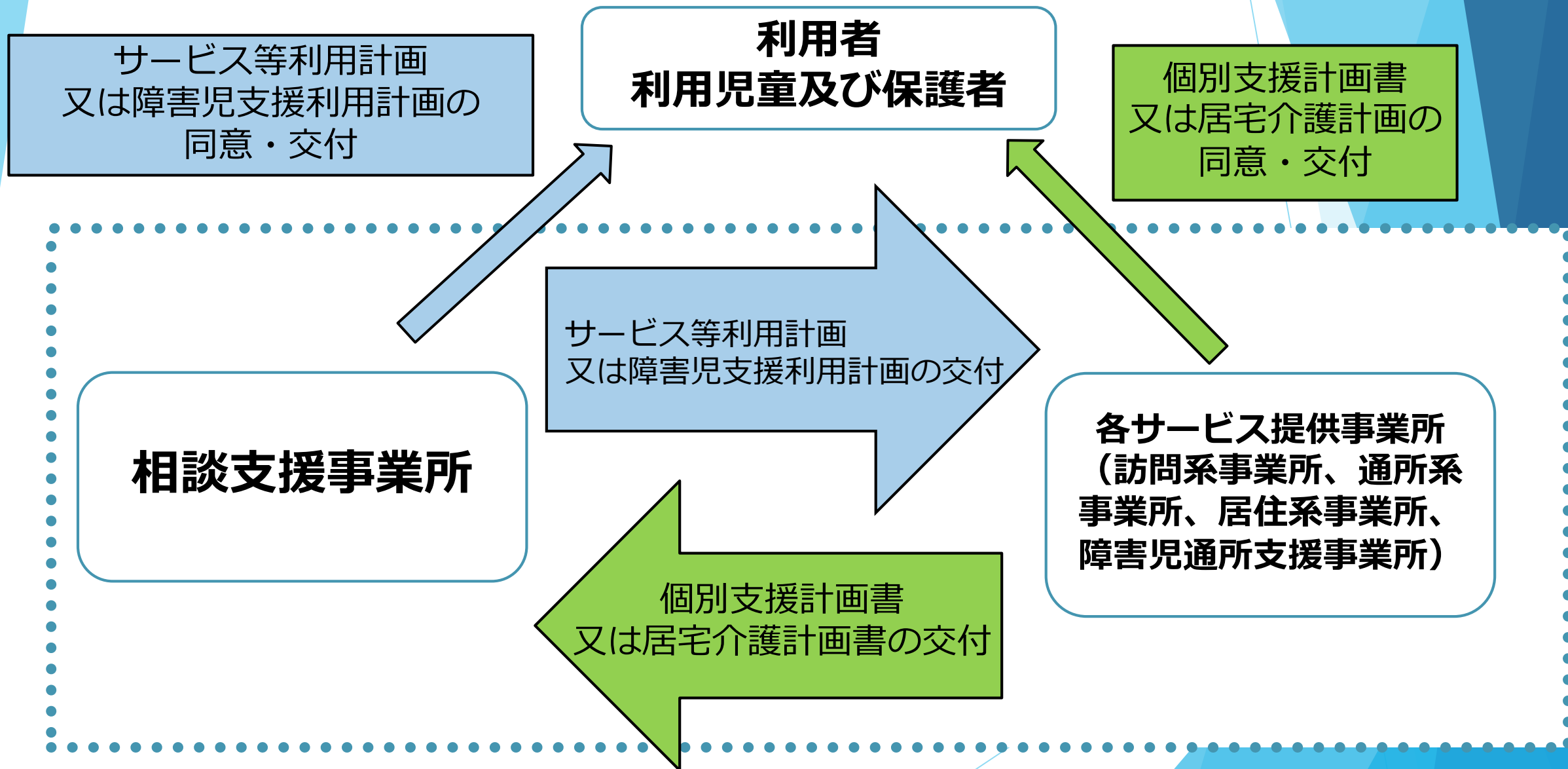
相談系

地域移行支援、地域定着支援、
計画相談支援、障害児相談支援



※作成したサービス等利用計画については、各サービス事業所へ交付する必要があります。

相談支援事業所と各サービス提供事業所間での互いの計画の共有



**利用者
利用児童及び保護者**

個別支援計画書
又は居宅介護計画の
同意・交付

サービス等利用計画
又は障害児支援利用計画の
同意・交付

サービス等利用計画
又は障害児支援利用計画の交付

相談支援事業所

**各サービス提供事業所
(訪問系事業所、通所系
事業所、居住系事業所、
障害児通所支援事業所)**

個別支援計画書
又は居宅介護計画書の交付

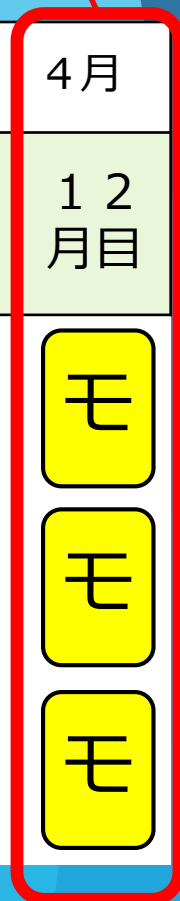
モニタリングの標準期間のイメージ

※当該期間は「標準」であり、利用者の状況やサービスによって異なることに留意。

モニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画書の作成を合わせて実施。この場合、計画作成費のみ算定可能。

支給決定の有効期間が1年の場合	5/1に利用開始する場合の例							11/1					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
数え方		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
1カ月ごと		モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ
3カ月ごと		モ	モ	モ			モ			モ			モ
6カ月ごと		モ	モ	モ			モ						モ

支給決定（新規等）



計画相談支援の報酬算定における注意点

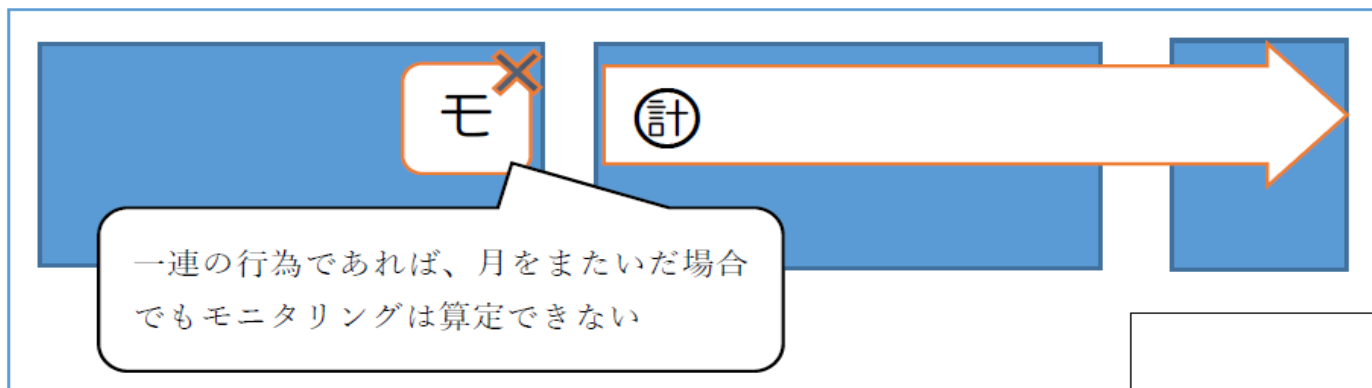
サービス利用支援費

計画作成の一連の支援（モニタリング含む）に対する報酬

継続サービス利用支援費

モニタリング報告書に対する報酬

計画作成のためのモニタリングに対しては、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定

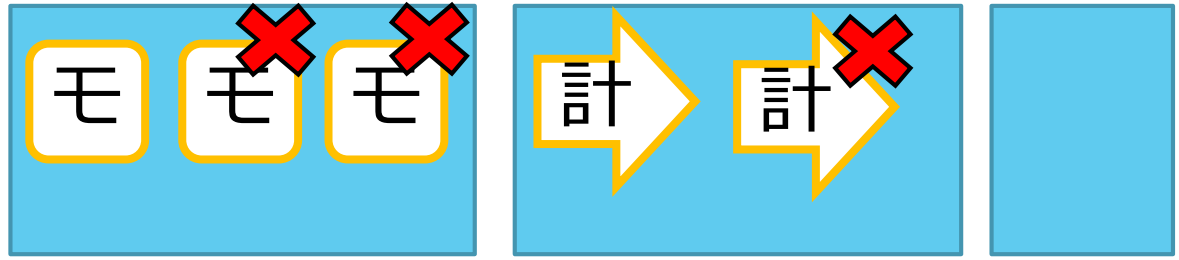


※月をまたいでも、請求できるのはサービス等利用支援費の1回のみ
(計画作成一連の手続きにモニタリングが含まれるイメージ)

《指摘事例》

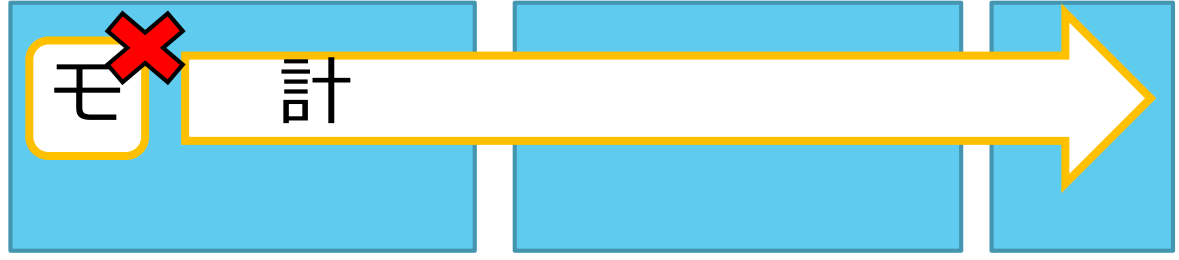
- ・ サービス等利用計画作成でサービス利用支援費を算定していたが、一連のモニタリングについても継続サービス利用支援費として算定していた。(モニタリングの二重請求になっていた。)

①



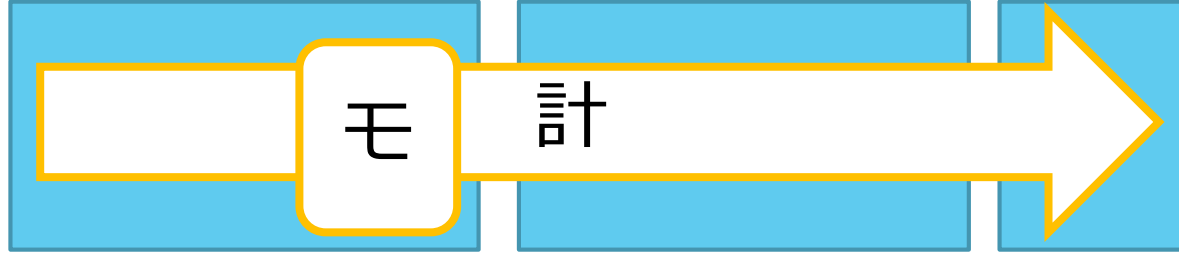
※同一月に複数回実施しても複数回の請求不可

②



※同一月にモニタリングと計画作成を実施した場合、モニタリングの請求不可

③



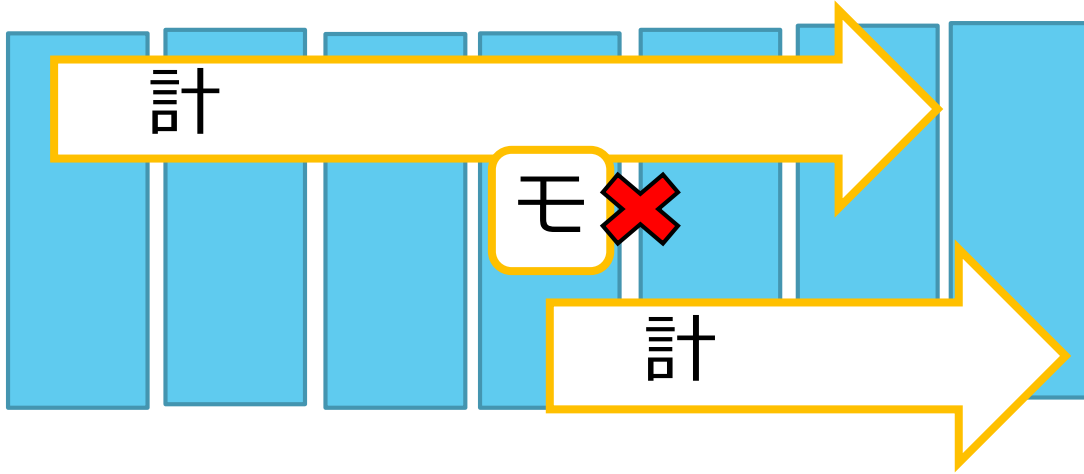
【申請必要】計画作成後、同一月にモニタリングを実施した場合、必要に応じてモニタリングの算定可能

④



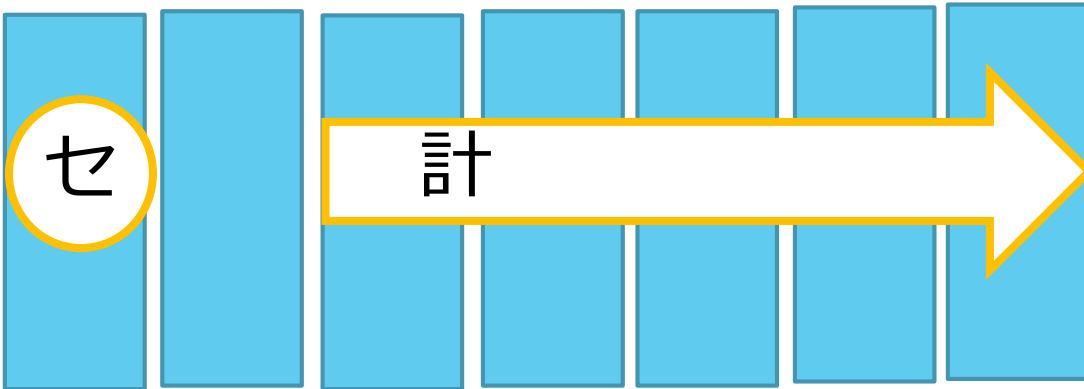
【申請必要】本来のモニタリング月以外でモニタリングを実施した場合、継続サービス利用費を算定可能

⑤



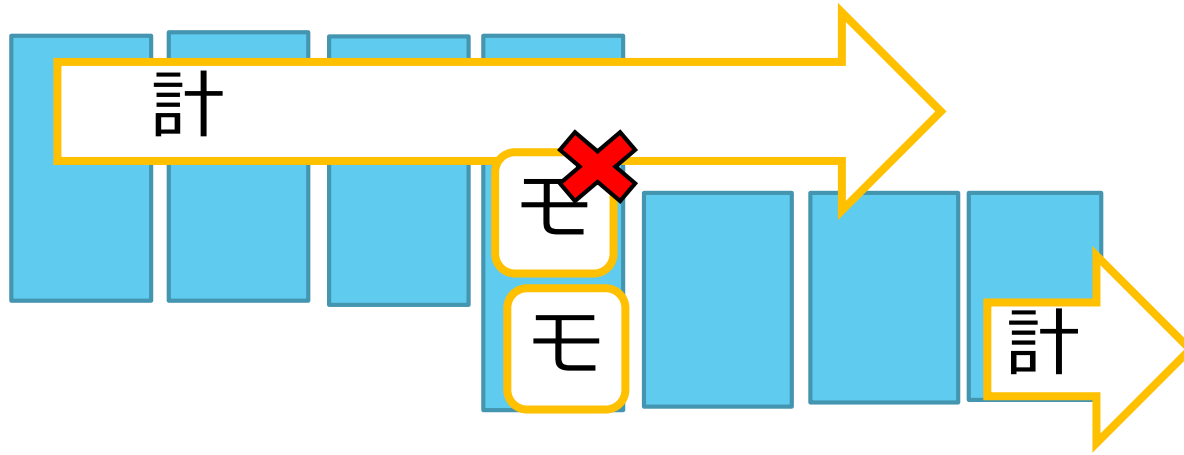
※サービス追加等で計画変更を行う場合、モニタリングの算定不可

⑥



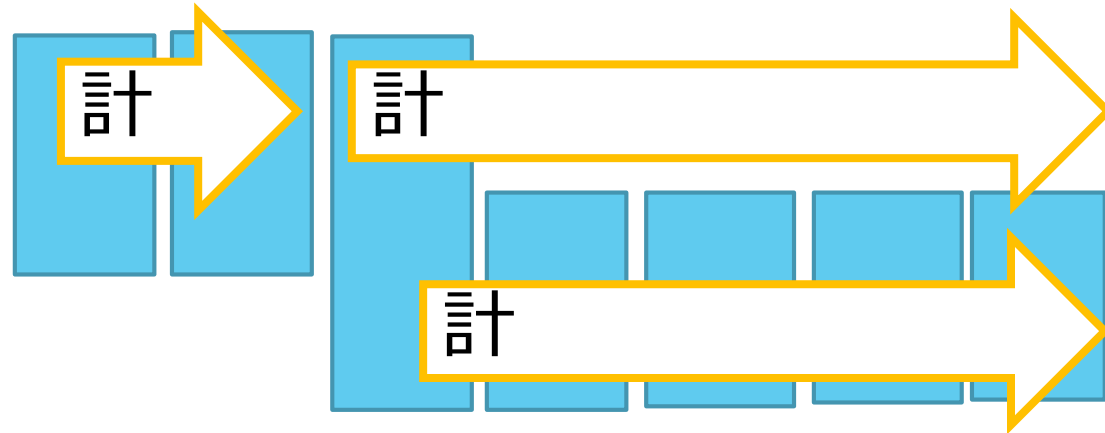
※セルフプランから新たに計画相談を導入する場合、モニタリング月に限らず、適宜、サービス利用支援費の算定可能

⑦



事業所変更等の際、モニタリングは
一方のみ算定可能
※モニタリング月等に限らず、事業
所引継ぎを行った時点で計画相談事
業所変更届を提出すること

⑧



※計画作成後、同一月に転居等で支給決
定の市町村が変わり、再度転居先の市町
村で計画を作成した場合、新旧双方の市
町村でサービス利用支援費の算定可能

サービス提供時モニタリング加算

対象	モニタリング時又はそれ以外の機会
必要要件	事業所orサービス提供場所を訪問し、サービス提供状況を確認し、記録を作成した場合

注意

定期のモニタリング月にサービス提供時モニタリング加算を算定する場合、利用者の居宅等（居宅、GH、施設、病院）へ訪問しての面談に加えて、サービス提供場所を訪問しサービス提供場面を確認する必要があります。

利用者の居宅等での面談を行わずに、利用者の通所先の事業所のみを訪問し、サービス提供場面を確認して継続サービス利用支援費とサービス提供時モニタリング加算の両方を算定していた不適切事例がありました。

その他の加算

初回加算	新規の計画作成、もしくは障害福祉サービス・地域相談支援の利用が6カ月以上ない場合 ※計画相談支援事業所との契約月から計画案の交付まで4カ月以上かかり、一定の要件を満たした場合さらに加算
入院時情報連携加算	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合 ①入院先の病院等を訪問して情報提供 ②病院への訪問以外による情報提供
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時（計画作成時のモニタリングを除く）に居宅等への訪問に加え担当者会議を実施した場合 ※メールでの情報共有となった場合は算定不可 ※サービス等利用計画を変更した場合は算定不可
集中支援加算	計画作成月及びモニタリング実施月以外の以下の業務について（それぞれで）評価 ①月2回以上の居宅等への訪問による面接 <u>通所先の事業所への訪問は不可</u> ②サービス担当者会議の開催 ③関係機関が開催する会議への参加

掲示

《注意点》

見やすい場所に掲示が必要

- ・ 運営規程の概要
- ・ **基本相談支援及び計画相談支援の実施状況**
(**1月あたりの相談件数等**)
- ・ 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制
- ・ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項



《指摘事例》

- ・ 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制が掲示されていない。
- ・ 退職した相談支援専門員を含めた体制を記載していた。